京都府の省エネ・節雷対策(冬季)について

令 和 7 年 11 月 27 日 京都府地球温暖化対策推進本部

今冬は、国は節電要請を行わないものの、中長期のカーボンニュートラルの実現等の観点から政府自ら率先して省エネに取り組むとともに国民や事業者に対して省エネの取組を呼び掛けることとしています。

京都府においても、関西広域連合の「関西冬のエコスタイル」と連携し、府民や事業者に対して 冬季の省エネを呼び掛けるとともに、府庁において引き続き率先して省エネ行動・節電対策を徹底 する取組を実施します。

1 府民・事業者等への省エネの呼びかけ

- ◆ 期 間 令和7年12月1日(月)~令和8年3月31日(火)
 - ※ ご高齢の方や体調に不安のある方などは、それぞれのご事情のもと、無理のない範囲で の省エネにご協力をお願いします。

<府民(家庭)向け>

- ▶ 省エネの取組例を紹介
 - ※詳しくは、資源エネルギー庁「冬季の省エネメニュー ご家庭の皆様」をご覧ください。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving and new/saving/media/data/2025 winter/syouenemen u katei02.pdf

| エアコン | ○ 重ね着や加湿などにより体感温度を上げて、室温を下げましょう。 |
|-----------------------|---|
| | ○ 目詰まりしたフィルターを清掃しましょう。 |
| | ○ 窓には厚手のカーテンを掛けましょう。 |
| | ○ 外出・就寝時の 15~30 分前に暖房をオフにしましょう。 |
| 照明 | ○ リビングや寝室などの部屋の明るさを下げましょう。 |
| | ○ 不要な照明はすべて消しましょう。 |
| 冷蔵庫 | ○ 冷蔵庫の冷やしすぎを避け(強→中)、扉を開ける時間を減らし、食品を詰め込み |
| | すぎないようにしましょう。 |
| | ※食品の傷みにはご注意ください。 |
| | ○ 壁との間に適切な間隔を空けて設置しましょう。 |
| テレビ | ○ 省エネモードに設定して、画面の輝度を下げましょう。 |
| 温水洗浄便座 | ○ 温水のオフ機能、タイマー節約機能を利用しましょう。機能がない場合、使わな |
| VIII. 3 (75) 1 15(11) | いときはコンセントからプラグを抜きましょう。 |
| 洗濯機 | ○ 洗濯は容量の8割以上を目安にまとめ洗いをしましょう。 |
| 乾燥機 | ○ 衣類乾燥機(洗濯機の乾燥機能含む)や浴室乾燥機は、部屋干しと併用して使用 |
| | 時間を短くしましょう。 |
| 電気カーペット | ○ 暖房面積を半分にしましょう。 |
| ライフスタイル | ○ 家族そろってリビングで過ごし、人のいない部屋の照明・エアコンを消すなど、 |
| | ライフスタイルの見直しを行いましょう。 |

<事業者向け>

- ▶ 京都府省エネ対策連絡調整会議や関係団体を通じた呼びかけを実施
 - ※省エネの取組例等は、資源エネルギー庁「冬季の省エネメニュー 事業者の皆様」をご覧ください。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/data/2025_winter/syouenemenu_jigyosha02.pdf

2 省エネ・節電の取組に係る府の支援等

<府民(家庭)向け>

- 家庭向け自立型再生可能エネルギー設備補助金
- スマート・エコハウス促進融資
- 京都再エネコンシェルジュによる再エネ導入相談支援
- 初期投資ゼロ事業の登録事業者が設置する太陽光発電設備に対する補助金(京都0円ソーラー)

<事業者向け>

- ソーラーカーポートの太陽光発電設備等の導入に対する補助金
- マンションの共用部への太陽光発電設備等の導入に対する補助金
- 再エネ条例*に基づく自立的地域活用型再生可能エネルギー導入支援制度
- 京都府サプライチェーン省エネ推進事業補助金
- 京都府 ZEB アドバイザー派遣事業
- 京都ゼロカーボン・フレームワークを活用したサステナビリティ・リンクローンの実施 ※再エネ条例:京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例

3 京都府庁の省エネ・節電対策

◆期 間 令和7年12月1日(月)~令和8年3月31日(火)

<勤務スタイル>

○ 第1・第2ノ一残業デー、グループ定時退庁デー及び府庁育児の日(毎月19日)の取組徹底、定時退庁の推進、20時までの退庁の励行など時間外勤務の縮減に努める。

<エコ行動の徹底>

- ペーパーレス化を徹底し、コピー機、プリンターの使用を削減する。
- 勤務時間前や昼休みは、原則として完全消灯を実施する。
- やむを得ず時間外勤務を行う場合、必要箇所以外の消灯を徹底する。
- 暖房効率を高めるために、カーテン、ブラインド等の活用による断熱・遮熱対策を実施する。
- 暖房を使用する場合は、適正暖房(室温 20°C目安)になるよう設定する。
- 府立の公共施設や府主催の会議・イベントの会場等においても、可能な限り適正暖房(室温 20°C目 安)になるように設定する。
- 重ね着(ウォームビズ)など空調の適温管理に対応した能率的な服装を励行する。

<電力需給ひっ迫時の対応>

政府から電力需給ひつ迫警報・注意報(※)が発令された場合の、ひつ迫時間帯にあわせた対応

- エレベーターを 1/2 停止する。
- 政府の節電要請や電力需給ひっ迫警報・注意報の内容に応じて、業務上支障の無い範囲で、上下水道施設における運用変更によりピーク電力の削減を行う。
- その他、業務に支障の無い範囲で最大限の節電を行う。

※電力需給がひっ迫する見通しとなった場合、資源エネルギー庁から、前日 16 時目処に、広域予備率が 5 %を下回る場合には電力需給ひっ迫注意報、 3 %を下回る場合には電力需給ひっ迫警報が発令されます。